

青年部規約

(目的)

第1条 この規約は、東京都正札シール印刷協同組合（以下、本組合）が定款第53条の規定により設置する青年部の組織運営及び事業等について必要な事項を定め、もって青年部の円滑な運営を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 東京都正札シール印刷協同組合青年部（略称：正札青年部）とする。

(事務所)

第3条 東京都台東区の東京都正札シール印刷協同組合内に置くものとする。

(部員の資格)

第4条 部員は、本組合員である事業所の青年経営者、経営者の後継者またはその経営者を直接補佐する者で、その経営者より推薦された者で、18歳～50歳までの者とする。

(事業)

第5条 青年部は、会員相互の親睦と経験知識の交流を図るため次の事業を行う。

- (1) 部員相互の親睦を図るための会合の開催。
- (2) 経営・技術等の向上を図るための各種講習会・研修会の開催。
- (3) 組合の事業に対する協力及び意見具申。
- (4) 前各号に付帯する事業

(役員の定数)

第6条 青年部役員の定数は、次の通りとする。

- (1) 部長 1名
- (2) 副部長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 監査 1名

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補充のために選任された役員の任期は現任者の残任期間とする。

(役員の選任)

第8条 役員は、青年部総会において選任する。

(役員の職務)

第9条 部長は、青年部を代表し会務を統括する。

- 2 副部長は、部長を補佐し、必要に応じて部長の職務を代理する。
- 3 幹事は、業務を執行する。
- 4 監事は、会計を監査し、青年部総会においてその結果を報告する。

(部会・委員会)

第10条 青年部に、必要により部会・委員会を置くことができる。

(総会)

第11条 総会は通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は毎事業年度終了後2月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも、監事会に諮り、部長が招集する。

(議決)

第12条 総会・部会・委員会の議決は過半数の賛成をもって決定する。ただし、可否同数の時は

議長がこれを決する。

(役員を選任)

第13条 部長は総会において選任する。他の役員は部長が選任する。

(顧問)

第14条 役員会の推薦により、この会の活動に熱意をもつ人を顧問に推薦する。

(会費)

第15条 青年部はその行う費用に充てるため、会費を徴収する。

2 前項の会費の額、その徴収の時期及び方法はその他必要な事項は、総会において定める。

(事業年度)

第16条 事業年度は4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わるものとする。

(その他)

第17条 この規約は総会の議決により改廃することができる。また、この規約に定めのないことは、役員会に諮って決定する。

平成28年5月26日改正